

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表
(令和7年度公表)

特定事業主名：八重瀬町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.21 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	110.90 %
全職員	73.40 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	94.62 %
本庁課長補佐相当職	97.60 %
本庁係長相当職	94.31 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0 %
31～35年	89.88 %
26～30年	93.85 %
21～25年	96.03 %
16～20年	85.79 %
11～15年	92.07 %
6～10年	94.55 %
1～5年	93.74 %

【説明欄】

給与のうち扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多い。扶養手当の受給者に占める男性の割合は約85.60%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約69.92%であり、男女の賃金の差異を生じさせる原因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。